

新旧対照表

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第17条 略</p> <p>（随意契約によることができる契約の種類及び額）</p> <p>第18条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。次条において「公営企業政令」という。）<u>第21条の13第1項第1号</u>の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（随意契約によることができる場合の特例）</p> <p>第18条の2 契約担当者は、公営企業政令<u>第21条の13第1項第3号又は第4号</u>の規定に基づき随意契約により契約を締結しようとするときは、その見積書の提出期限の前日から起算して5日前までに当該契約に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を3日前までに短縮することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 契約担当者は、公営企業政令<u>第21条の13第1項第3号又は第4号</u>の規定に基づき随意契約により契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>第18条の3～第27条 略</p>	<p>第1条～第17条 略</p> <p>（随意契約によることができる契約の種類及び額）</p> <p>第18条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。次条において「公営企業政令」という。）<u>第21条の14第1項第1号</u>の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（随意契約によることができる場合の特例）</p> <p>第18条の2 契約担当者は、公営企業政令<u>第21条の14第1項第3号又は第4号</u>の規定に基づき随意契約により契約を締結しようとするときは、その見積書の提出期限の前日から起算して5日前までに当該契約に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を3日前までに短縮することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 契約担当者は、公営企業政令<u>第21条の14第1項第3号又は第4号</u>の規定に基づき随意契約により契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>第18条の3～第27条 略</p>